

【掲載官報】

平成 22 年 8 月 4 日 本紙第 5373 号

【法令名】

○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

【法令番号】

平成 22 年 8 月 11 日 法律第 47 号

【施行期日】

平成 22 年 8 月 11 日

【法令のあらまし】

* 趣旨・目的

本年7月分以降の歳費について、月の途中で議長、副議長若しくは議員となった者又は月の途中で解散以外の事由により議長、副議長若しくは議員でなくなった者が、その事由が生じた月分の歳費として受けた額と、歳費を日割計算することとした場合に受けることとなる額との差額の全部又は一部を国庫に返納する場合には、公職選挙法の寄附禁止規定を適用しない。

* 要旨

当分の間、平成22年7月分以降の歳費について、月の途中で議長、副議長若しくは議員となった者又は月の途中で解散以外の事由により議長、副議長若しくは議員でなくなった者が、当該事由が生じた月分の歳費として受けた額から、歳費を日割計算することとした場合に受けることとなる額を差し引いた額の全部又は一部を国庫に返納する場合には、公職選挙法第199条の2（公職の候補者等の寄附の禁止）の規定を適用しない。

(附則第14項関係)

.....